

判決年月日	平成25年8月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成24年（行ケ）第10352号		
○登録異議申立てに基づく商標登録取消決定に対する取消訴訟において、本件商標は、商標法3条1項3号に該当し、また、本件商標について使用により自他商品識別力を獲得したものと認められないから、同条2項に該当しないとされた事例			

（関連条文） 商標法3条1項3号，2項

- 1 本件は，登録異議申立てに基づく商標登録取消決定に対する取消訴訟である。
- 2 本判決は，おおよそ次のように述べて，本件商標が商標法3条1項3号に該当すると
の審決の判断を是認した。

「本件商標は，別紙商標目録記載1のとおり，本件文字部分を上下二段に横書きし，これを本件輪郭部分で囲んだ構成からなり，これらの文字と輪郭線とを同じ赤系色で彩色したものである。

本件文字部分のうち，片仮名「レモン」部分は，指定商品（第32類「レモンを加味した清涼飲料，レモンを加味した果実飲料」）を含む清涼飲料・果実飲料との関係では，果実の「レモン」又は「レモン果汁を入れた飲料又はレモン風味の味付けをした飲料」であることを意味し，また本件文字部分のうち，平仮名「ほっと」部分は，上記指定商品との関係では，「熱い」，「温かい」を意味すると理解するのが自然である（上記1(3)及び同(4)参照）。また，本件輪郭部分については，上辺中央を上方に湾曲させた輪郭線により囲み枠を設けることは，清涼飲料水等では，比較的多く用いられているといえるから（上記1(6)参照），本件輪郭部分が，需要者に対し，強い印象を与えるものではない。さらに，「ほっとレモン」の書体についても，通常の工夫の範囲を超えるものとはいえない。

…

そうすると，「ほっとレモン」との文字及びそれを囲む輪郭部分の組合せからなる本件商標は，本件商標の指定商品（「レモンを加味した清涼飲料，レモンを加味した果実飲料」）との関係では，商標法3条1項3号所定の「商品の・・・品質，原材料・・・を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというべきである。」

- 3 さらに，本判決は，おおよそ次のように述べて，本件商標は3条2項には該当しないとした。

「ア 使用商標における「輪郭部分」は，右上隅以外の隅がレモンの図形等により隠され，その全体の形状を確認することができない。したがって，輪郭部分の形状が長く使用され，その特徴によって，商品の出所識別機能を有するに至ったと解することは到底

できない。

イ 使用商標における「レモン」の文字部分については、以下のとおりの理由から、商品の出所識別機能を有するに至ったとすることはできない。

すなわち、①使用商標には、レモンの図柄が描かれていること、②使用商標には、レモンを連想させる色彩でグラデーションされた円形図形が施されていること、③使用商標には、輪郭部分の外側においても、レモンを連想する彩色が施されていること、④一般に、本件商標の指定商品を含む清涼飲料・果実飲料においては、各種果物がその原材料として使用されていること等の事実を総合すれば、「レモン」の文字部分は、当該商品が、果実の「レモン」又は「レモン果汁を入れた飲料又はレモン風味の味付けをした飲料」であることを端的に示したものと合理的に理解されるから、「レモン」の文字部分が長く使用され、その特徴によって、商品の出所識別機能を有するに至ったとすることは到底できない。

ウ 使用商標における「ほっと」の文字部分は、以下のとおりの理由から、商品の出所識別機能を有するに至ったとすることはできない。

すなわち、①使用商標では、「輪郭部分」及び「『ほっとレモン』の文字部分」は、いずれも「温かさ」、「暖かさ」を連想させる赤色に彩色されていること（この点は、本件商標も同様である。）、②使用商標では、上段に「ほっと」、下段に「レモン」が、丸みを帯びた赤く彩色された書体により、まとまりよく表記されていることから、一連の意味を持つものとの印象を需要者に与え、そうであるとする「温かいレモン飲料」を容易に想起させ得ること、③「ホットレモン」との語が、レモン果汁を入れた温かい飲料又はレモン風味の味付けをした温かい飲料を意味するものとして定着していると認められること、④平仮名「ほっと」については、本件商標の指定商品を含む清涼飲料・果実飲料においては、「ほっとドリンクゆず」、「ほっとカシス」、「ほっとりんご」、「ほっとアセロラ」、「ほっと金柑」、「ほっと梅」、「ほっとアップル」、「ほっとゼリー」、「ほっとゆずれもん」、「ほっとグレープフルーツ」が販売され、「ほっと」と「果物等の素材」とを組み合わせた文字は、当該商品が果物等の素材を原材料とし、あるいは加味した、温かい清涼飲料・果実飲料であることを示す語として普通に使用されていることから、需要者は、上記のように認識、理解していると解するのが合理的であること、⑤原告商品それ自体も、「温かいレモン果汁を入れた飲料又はレモン風味の味付けをした飲料」であること等の事実を総合すれば、使用商標における「ほっと」の文字部分は、温かい状態で飲まれることを想定した清涼飲料等であることを示す表記であるといえる。したがって、使用商標中の「ほっと」の文字部分が長く使用され、その特徴等によって、商品の出所識別機能を有するに至ったとすることは到底できない。

エ さらに、以上に指摘した各事情を考慮すると、本件輪郭部分と本件文字部分からなる本件商標は、これを全体としてみたとしても、商品の出所識別機能を有するに至ったとすることはできない。」

本件商標



使用商標

